

平成26年10月
警 察 庁

**「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について**

警察庁において、平成26年8月22日から同年9月20日までの間、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成26年国家公安委員会規則第9号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年8月22日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載していただきます（頂いた御意見については、整理又は要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数	2件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及び警察庁の考え方
について

1 児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し（第
10条第2項及び第3項）について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行
規則の一部を改正する規則案（以下「規則案」という。）第10条第2項第1
号における「児童虐待等」の規定について、

規則案第10条第2項第1号の規定が適用される「虐待」を「生命又は身
体に重大な危険が生じていた場合に限る。」としているが、強姦等の性的
虐待に対して同号を適用するつもりなのであれば、当該虐待が強姦等の性
的虐待を含むものであることを明確に規定するべきである。

といった御意見がありました。

犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者の間に犯罪被害者等給付金の支給等
による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会
規則第6号）第2条各号のいずれかに定める親族関係がある場合において
は、犯罪被害者等給付金が原則不支給となるところですが、規則案は、この
場合における犯罪行為が、児童虐待、高齢者虐待若しくは障害者虐待（以下
「児童虐待等」という。）に該当すると認められるとき又はこれに準ずる事
情がある場合は、特例として、最高で犯罪被害者等給付金を全額支給でき
るよう措置するものであり、当該措置が適用される虐待行為について、当該犯
罪行為が行われた時に、当該加害者による児童虐待等により当該犯罪被害者
の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限定しています。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等においては、被
虐待者の「生命又は身体に重大な危険が生じ」ている場合として、性的虐待
によるものが含まれ得ると解釈されています。

規則案の第10条第2項第1号の「犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険
が生じていた場合」の解釈についても、これらと同様に、性的虐待によるも
のも含まれ得るところであり、同号において、性的虐待によるものが含まれ
得ることを特に明記する必要はないものと考えております。

また、警察庁においては、犯罪被害者等に対する犯罪被害給付制度の教示
の際にも、今回の改正内容の説明を十分に行うよう都道府県警察への指導を
徹底することで御指摘の点に対応してまいりたいと考えています。

2 その他

規則案第10条第3項第2号の規定について、

法令の慣例に従い、同号の文末の「とき」を「とき。」とするべきであ

る。

といった御意見がありました。

御意見を踏まえ、同号について技術的な修正を行うこととしました。

頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

1 修正後

第十条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。

一 第一項第二号の規定に該当する場合（第三条に定める事由がある場合に限る。）において、犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき（第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第二号又は第七条前段に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

二 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるとき。

2 意見公募を実施した案

第十条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。

一 第一項第二号の規定に該当する場合（第三条に定める事由がある場合に限る。）において、犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき（第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第二号又は第七条前段に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

二 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるとき